

午前10時30分開会

○池田委員長 皆さん、おはようございます。連日の委員会、お疲れさまでございます。ただいまから保健福祉委員会を開会いたします。以後、着席にて進行させていただきます。

欠席届が出ております。在宅支援課長が、正午以降、出張公務のため欠席となります。

本日の日程及び資料を、先日、皆様にお送りいたしました。報告事項は2件です。この日程に沿って進めてまいりたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○池田委員長 はい。それでは、日程1、報告事項に入ります。

（1）新型コロナウイルス感染症関連給付金等の支給状況について、執行機関からの説明を求めます。

○大松生活支援課長 では、保健福祉部資料1に基づきましてご報告させていただきます。

新型コロナウイルス感染症関連給付金等の支給状況についてという題でまとめさせていただきましたが、二つの内容につきまして、順次ご説明させていただきます。

まず、1番の令和4年度住民税非課税世帯等——失礼いたしました。1番の住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の支給状況についてご報告させていただきます。

この事業につきましては、9月末日で期限を迎えましたため、支給結果の、速報でございますがご報告となります。そして、これまで委員会でも計画などご報告させていただきましたので、表面の（1）の事業の概要や（2）の対象世帯数、これは、家計急変世帯や転入世帯、未申告世帯など、推定の数字を含めた想定対象人数は、これまでご報告してまいりましたので、このままご覧いただければと存じます。

そして、期限後の実績でございますが、恐れ入りますが裏面に移っていただきまして、（3）対象世帯数の内訳及び支給決定状況でございますが、表をご覧いただきまして、あと、なお、表は、原則非課税世帯として確認書を送付した世帯でございます。

まず、表の令和3年度分は、非課税世帯が3,591世帯、横に参りまして、支給世帯が3,243世帯が支給され、辞退等は26世帯、支給率は90.3%でございます。下に参りまして、生活保護世帯は、対象が274世帯、支給世帯数が272世帯、辞退等は0件、支給率は99.3%でございます。以上、全体で見ますと、3,865世帯のうち3,515世帯支給して、支給率は90.9%でございます。

その下、②番、令和4年度につきましては、非課税世帯が929世帯、そして支給世帯が704世帯、辞退等が12世帯で、支給率は75.8%でございます。その下に参りまして、生活保護世帯は3世帯、横に参りまして、支給世帯は3世帯、辞退等がゼロで、支給率は100%でございます。合計では、対象世帯が932世帯、支給世帯が707世帯、辞退等が12世帯、支給率が75.9%でございます。

次に、ページをおめくりいただきまして、2番の新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金のご報告をさせていただきます。

まず、こちらは、昨年度2回ご報告して、少し時間がたってございますので、読み上げではございませんが、簡潔にご説明させていただきます。

（1）の事業の概要は、新型コロナ感染症の影響で生活に困窮した方への支援という趣旨のものでございます。

その次に、（2）支給対象、要件でございますが、まず、①の社会福祉協議会の総合支

援資金の再貸付を終了した世帯、再貸付について不承認とされた世帯というほかに、その下の②番の下のア、収入要件と、イ、資産要件、そしてウの就職活動要件、計三つの要件がございます。なお、アの収入要件とイ、資産要件につきましては、中ほどの表をご覧ください。例えば世帯人数1人なら、この表の右上、収入限度額が1か月15万3,800円以下であること、資産限度額が50万4,000円以下であることとご覧いただいたほうが分かりやすいかと存じます。

さらに、その下の（3）の支給額でございますが、表のとおりで要件を満たし、問題ございません場合、単身世帯で6万円を3か月間、合計18万円支給いたします。

なお、その下の米印の2番目に書いてございますように、3か月の支給期間が経過後、先ほどの要件を満たしていれば、再申請して、1回に限り3か月間の再支給ができます。

では、恐れ入りますが裏面にお移りいただきまして、（4）の事業実績でございますが、こちらは、支給期限が9月末から12月まで延長されましたので、支給結果ではなく、支給状況のご報告となります。

対象者、この場合、社会福祉協議会の総合支援資金の貸付を受けた方、そして不承認であった方にご案内をお送りしておりますが、表のほうをご覧くださいまして、令和3年度は、363件送付したうち、申請があったものが116件、審査、そして審査を経て支給決定をしたものが97件、さらに再支給がされたものが43件ございます。支給した額は合計2,434万円でございます。

横に参りまして、令和4年度現在のところは、案内の発送が40件、申請が来た方が14件、支給決定が18件、再支給の決定が24件、支給した額は780万円でございます。そして、この9月末日までに支給した総合計は3,214万円となっております。

今後の予定でございますが、国がまた期限の延長などなければ、12月末日で期限を迎え、10月末日に申請が間に合った方は、それから3か月支給がされますので、おおむね令和5年3月末日には、最後の方の支給を受けて終了の予定でございます。

簡単ではございましたが、ご報告は以上でございます。

○池田委員長 はい。説明が終わりました。委員からの質疑を受けます。

○西岡委員 確認までなんですけれども、二つあって、一つが、これは1世帯ということで、国の特別給付金のとくと同様で、当然ながら年齢に関係なく、人数で割り当てられるという認識でよろしいんですね。

○大松生活支援課長 はい。ただいまご指摘のとおりでございます。

○西岡委員 分かりました。ということは、乳幼児も含まれるということで認識いたしました。

それと、この辞退——あ、ごめんなさい、この1の住民税非課税世帯に対する臨時特別給付金の支給状況の（3）なんですけれども、令和4年度、令和3年度もですが、この辞退と不支給等という中では、こういう辞退・不支給の項目というか、どういう認識で不支給と辞退というご判断をされているんですって。

○大松生活支援課長 まず、辞退が、ご自分のほうから、ご自分の意思でほかのことに使ってほしいという例、例えばそういった例で辞退届を出された方が辞退でございまして、例えば税額の変更をしたですとか、もしくは実は扶養を受けていましたとか、ご自分の意思以外の事情に基づくのが不支給というふうな分け方をさせていただいております。

○西岡委員 分かりました。

これも特別給付金と同様なのかなと思ったんですが、あのときはたしかアンケートをつけさせていただいたんですよね、返信のときに。で、そのときに不要であると。使い道も書いていただいたりとかしていたんですけれども、そういう意味では、辞退ということは、じゃあご連絡を頂いて、先方様からご連絡を頂いて辞退という把握をしていらっしゃるということでもよろしいんですね。

○大松生活支援課長 はい。今の委員のご指摘のとおりでございます。

○西岡委員 分かりました。ありがとうございます。

○池田委員長 長谷川委員。

○長谷川委員 関連で。

具体的に、辞退と不支給の割合というか件数、分かるでしょうか。

○大松生活支援課長 ちょっと、割合が……。ちょっとお待ちください。

○長谷川委員 割合というか、件数でいいです。

○大松生活支援課長 はい。あ、内訳。内訳が、まず令和3年度は、辞退が21件、不支給が5件でございます。次に令和4年度が、辞退が8件、不支給が4件でございます。

○長谷川委員 じゃあ、さっきもおっしゃっていましたが、不支給というのは、収入が上がったからとかということで認識していいんですね。

○大松生活支援課長 はい。今、委員のご指摘のとおりでございます。

○長谷川委員 はい。ありがとうございます。

○池田委員長 はい。

ほか、よろしいですか。

○米田委員 家計急変世帯、これ、想定で——昨日言ってもらっていたかも分からないんですけど、もう一回教えてほしいんですけど。想定で360世帯、令和3年度。で、実際に家計急変世帯に支給された方というのは何件ですか。

○大松生活支援課長 ただいまのご質問につきまして、まず令和3年度が、家計急変世帯、想定360世帯に対して22世帯でございます。次に、令和4年度家計急変世帯、想定120世帯に対して0件でございます。

○米田委員 これ、想定より相当下回っているんですけど、この辺の理由というか、申請主義なんでね、ここに関しては。相当周知もやっていただけたということやっていただいていたと思うんですけど、この理由というか、この数字をどう思われていますか。

○大松生活支援課長 今、お言葉のとおり、周知のほうは重々尽くしたつもりなんですけど、まだちょっと浸透し切れていなかったというところがあるかなとは存じます。あと、もう一つは、やはり申請主義でございまして、給与明細をつけて、自分が家計急変になるかどうか、ちょっといま一つ確信が持てなかった、それぞれのご家庭、世帯に対して、そういったことがあるのかなとは推定しております。

○米田委員 まあ、そういうことかなと思うんですけど、これに関しては、今、課長がおっしゃったように、給料明細、1年のうち1か月でもこの金額がかなうのを持ってこられたら大丈夫だということで、周知もお願いして、やってもらっていたと思うんですけど、その辺がちょっと分かりにくかったということなんですよね。

ただ、やはりもったいないなと思いますんで、これはこれで、報告で終わったことです

けど、次のそういうのがあったときには、きっちり、困っていらっしゃる方もいらっしゃるんで、しっかり周知に努めていただきたいと思いますけど、いかがですか。

○大松生活支援課長 今のご指摘のとおり、また次の機会もございますので、周知等尽くさせていただきますと存じます。

○池田委員長 副委員長。

○飯島副委員長 今の家計急変世帯なんですけども、この証明する書類等というのが、今言われた給与証明、そういうこと、勤め人の場合ははっきりするんですけども、自営業者の場合には、これは、何ていうんでしょう、こう、全部整理しないとなかなか分からないというか、そこら辺で、この「書類等」の「等」というのは、何、どういうものが例えば想定されるんでしょうか。そこら辺の難しさというか、それで申請者が少ないのかなというふうに思うんですね。

○大松生活支援課長 今の給与明細等の「等」の部分ですが、今の自営業者の方は、給与明細などもご自分でお作りするところも多いようなので、その給与明細に類したもののという意味で、「等」というふうにつけさせていただいております。

次に、そういったことで、難しい、実際にそういったのを出すのが難しいかどうかまで、ちょっと、申し訳ございません、ちょっと把握しておりませんが、ちょっと今のご指摘を踏まえまして、今後の支給の機会のとくに意識して、ちょっと工夫したいと思います。

○飯島副委員長 いや、具体的にこういうものでもいいですよという、何かそこら辺のところが提示されると、ちょっとハードルは低くなるのかなというふうに思うんですね。そこら辺の工夫をぜひ、次回るとき、今度の5万円、（発言する者あり）うん。はい。

○大松生活支援課長 今のご指摘も踏まえまして、あと、国からの事務連絡とかもございまして、そういったところを踏まえまして、場合によっては、そういった事業に対する国へのQ&Aなども活用いたしまして、なるべくハードルの低い支給にしていきたいと存じます。

○飯島副委員長 いいです。

○池田委員長 長谷川委員。

○長谷川委員 ごめんなさい。聞き忘れてしまいました。

3年度の生活保護世帯の対象世帯数と支給世帯数が2件申請され——申請じゃないですよ、支給されていないというふうですけども、これ、プッシュ型でやっていたらいいよ。で、2件申請されない、受け取って、支給されなくて、辞退でも不支給でもないというのは、ここはどういうふうになっているんでしょうか。

○大松生活支援課長 まず、この2件が、それぞれの、1名は、それぞれ生活保護世帯なので、担当者、ケースワーカーがおりますが、まず1名は、ケースワーカーの方が何回ちよっとご説明申し上げても、ご自分の意思で辞退・不支給とも書かないで、確認書も送らなかった人でございます。で、もうお一方は、この方はちょっと入院されて、要介護の度合いの都合もございまして、ご自分でもう意思のほうを表すことができない方で、かつ、これもケースワーカーとかに確認しましたけど、代わって確認書のほうを書いていただく後見人とかもちょっといない状況でございましたので、残念ながらこの2名の方は、そのまま期限を迎えることになった次第でございます。

○長谷川委員 ああ。うーん……。はい、分かりました。何か。

○飯島副委員長 何かね……

○長谷川委員 はい。じゃあ、ごめんなさい。

○池田委員長 長谷川委員。

○長谷川委員 そうですね。何らかの支援ができたならよかったのかなという感じがします。ご理解というか説明が足りなかった方と、あと結局もう一人の方は入院されていてというお話でしたけども、恐らく、入院されていたとしてもいろいろ生活保護を受けていらっしゃる状況で、費用は、入院費も大変な状況だと思いますので、そこは何らかの方法は取れたらよかったんじゃないかなと思いましたので、また今後何かそういう同じような給付とかがあるときには、丁寧に対応していただきたいと思います。よろしくをお願いします。

○大松生活支援課長 今のご指摘を踏まえまして、今後とも丁寧に対応してまいります。

○長谷川委員 お願いします。

○飯島副委員長 関連で。関連。

○池田委員長 副委員長。

○飯島副委員長 今のは、今、長谷川委員が言われたような事例の場合、介護度も高く入院中といった場合、生活保護世帯なんですから、お金がないということは分かっているわけなんだから、そこら辺、区長の判断でとかということ、代わって支給することというのは不可能なんですか。

○大松生活支援課長 ただいまのご指摘でございますが、財源のちょっと問題ですとか、あと、国の事務要領の点もございますので、今のご指摘を踏まえまして、こういった工夫ができるか、こういった困窮されていることが分かっている方にどうしたら受け取っていただけるか、工夫をしてみたいと存じます。

○飯島副委員長 お願いします。

○池田委員長 岩佐委員。

○岩佐委員 私も今の件で気になったのは、区長の裁量よりも、むしろ、これ、結構期間が長かったこの給付金ですから、今回の案件、ちょうど本当に成年後見を区長が申し立ててという、あのケースにほぼ行くんじゃないかと思って。その成年後見の、身近な人とか後見人がいない場合のときのケアに、支援にちゃんとつながったかどうかということが、逆にあぶり出されちゃったのかなと思っているんですね。そこら辺はどのようにご対応されたんでしょうか。後見人がいないよね、じゃあ申請できないよねというのではなくて、一応、成年後見センターがあるわけですから、後見人がいない方の、で、身近な方がいない方の取扱いというのがあったはずなんですよ。そこに対してつなげたのかどうかをご報告いただけますか。

○大松生活支援課長 今ご指摘の成年後見人制度につなげたかどうかという点につきましては、その点はちょっと報告を受けておりませんので、恐らくでございますが、つなげていなかったのではないかなと思います。

あと、今のご指摘やこういったことも含めまして、今後給付漏れがないように、少しでも給付漏れがないように努めさせていただきたいと存じます。

○岩佐委員 給付はもちろん一番の目的なんですけれども、この事業に関しては、ただ、全ての事業において、いろいろな方の問題がここに出てきたよねと。そこをちゃんと共有して支援につなげるということ、このところずっとこの保健福祉では、重層的な支援と

かいろいろ言いながら、要はこの窓口で聞いた課題を全部共有しますよということが今の支援の在り方だよねという方向性になっているわけですよ。

なので、まさにしかるべき、医療につなげなきゃいけない人は医療にとか、あるいはもう本当に、子どもの支援で来たけれども、生活支援が先だよねといったら、生活支援というふうにつなげなきゃいけないよねというんで、こういう様々な給付金というのは一番の窓口になるんですよね。そこを徹底していただかないと、給付をするようにしますではなくて、給付だろうが何だろうが、いろんな申請とかに当たったときに、課題が本当に浮き彫りになった人に対して、それをどういうふうに庁内で共有して、対応していくかという体制をつくっていただきたいと思いますけれども、そこはいかがですか。

○細越保健福祉部長 岩佐委員のご指摘、まさにもっともだと思っています。

今回、こうした給付金があったときに、この実績を見たときに、まず、この生活保護世帯、特に一番困窮している世帯でございますので、そういった方のところに支給ができなかったという部分をもう少し深掘りしなければいけないかなと思っています。給付金に限らず、やはり、今、我々が進めている重層的支援というのは、まさにこういったケースを対応するというので、昨日の分科会でもそういったご指摘を頂いております。給付金に限らず、まさに、この内容につきましては、福祉総務課のほうでも成年後見制度を所管しておりますので、しっかりと部内でも連携いたしまして、対応していきたいと思っております。

○長谷川委員 関連です。

○池田委員長 長谷川委員。

○長谷川委員 すみません。ちょっと外れちゃうかもしれないんですけど、今、生活保護世帯の成年後見ということで出たのでちょっとお伺いしたいんですけども、生活保護を受けている方で成年後見人をつけるといった場合、成年後見人って、かなり何万円も月にかかったりとかしますよね。その費用というのはどこでどうなるんでしょう。

○佐藤福祉総務課長 事案にもよりますけれども、基本的に成年後見センターのほうで、そういった、区のほうで成年後見人への報酬を助成する制度を持っているところでございます。

○長谷川委員 そうなんですね。ありがとうございます。分かりました。ありがとうございました。

○池田委員長 はい。

ほかはよろしいですか。

○飯島副委員長 自立支援金のほうはいいですか。

○池田委員長 どうぞ。

○飯島副委員長 はい。自立支援金のほうでちょっと伺いたいんですが、この状況についての裏面なんですけど、案内を発送して申請をしたけれども不支給になった方がいらっしゃいますね。これは、やはり資産要件などが、そこで結局不支給になったということなんですか。不支給の理由。

○大松生活支援課長 今ご指摘のとおり、資産限度額、私がちょっと把握している限りは、資産限度額というよりは収入要件、収入がこの限度額を超えた方というので、不支給の方があったというふうに聞いております。

○飯島副委員長 そうすると、発送したときには、収入要件はこの限度内だったというこ

となんでしょうか。その後に入力が増えていたということ、そのような理解でよろしいんですか。

○大松生活支援課長 案内を発送するというのは、発送した方は、この社会福祉協議会の総合支援資金の再貸付を終了した世帯、再貸付について不承認とされた世帯でございますが、このとき時点は、この対象、この時点では収入要件とかがございまして、この案内、この方たちに、貸付けを終わった方たちに案内を発送して、その申請が返ってきて初めてその収入が分かるわけございまして、当初から上がったか下がったかではなくて、この時点で初めて収入要件を超えたかということをお判断させていただいております。

○飯島副委員長 社会福祉協議会の貸付けを借りた方、その方々に全て無条件で案内を出したという、そういうことなんでしょうか、じゃあ。

○大松生活支援課長 はい。ただいまご指摘のとおりでございます。

○飯島副委員長 そうすると、そのときよりも、結局は収入が上がっていた、申請をする方はその要件は見ずに出した、申請をしたと。それで、こちらで受けたのを調べてみたら、いや、収入が上がっているじゃないかということで不支給になったということなんでですか。

○大松生活支援課長 ちょっとご説明させていただきますが、これは、借りる際は収入要件というのはいりませんので、私どもの支援金の収入限度額を超えた状態でも、この支援金を借りることはできます。ただ、その方たちに案内を送って、この方たちが、一応この要件を見て申し込むはずなんですけど、そこをちょっと見ないで申し込んだ方は、当初から上がったとか上がらないとかではなくて、もともと多かった人は、この私どもの申請のときに不支給と決定をさせていただいております。

○飯島副委員長 いや、もともと多かった方は社会福祉協議会のほうでも受けられなかったはずなんですよね。だから、そこがちょっと、どうして、こう、発送して、申請をされている方の中で不支給が生まれたのかなということがちょっと分からなかったのですね。これは、経営なり雇用なりが改善して、それで以前よりも状況がよくなって不支給になったんであれば、それはいいことなんです。けども、そうでないと、ちょっと何なのかなというふうに思ったもので、伺っているんです。

○大松生活支援課長 まず、貸付けを受けるときには、収入の減少で生活に困窮している人が対象ございまして、例えば1人世帯だと、30万円から20万円に下がった場合でも、この貸付けを受けられる場合がございます。ただ、そういった方が我々の収入限度額は1人世帯でもう超えていますので、貸付けを受けられても、こちらの支援金の対象にはならないということでございます。

○飯島副委員長 うん。何かちょっとよく分からないけど、いいわ。（発言する者あり）

○池田委員長 はい。よろしいですか。

米田委員。

○米田委員 今のところですけど、この制度は、例えばタクシーの運転手でコロナになって、営業できないから下がったという、そういう方々は対象になるということだと思います。で、期間の延長、これ、1回か2回か、また延びたと思うんで、12月末日までになったと。これに関しての周知方法というのはやっていらっしゃるとは思うんですけど、改めて延びたということをお分かっていらっしゃらない方もいらっしゃるんで、この辺の周知

方法をどうするかというのをもう一回教えていただけますか。

○大松生活支援課長 これまで——失礼いたしました。これまで5回にわたって延期、昨年度から延長されておりますので、そのたびにその対象の方に周知というのはいたしていないんですが、ホームページのほうに、厚生労働省がこれを、期間の延長のほうをやっておりますので、ホームページのほうにリンクをつけて、期限については厚生労働省のホームページをご覧くださいという形にしております。

○米田委員 そういうやり方もあるんですけど、また再度、これ、駄目な方とか、もともとやっていたら申請されているんで、申請書を送っているんで、周知方法はこれでなっているんですけど、やっぱり延びたということをしっかり、もう一回再度周知していただきたいなと思います。

一応12月で、ひょっとしたら延びる、僕は延びるかなと思っているんですけど、国の制度で。12月で終わりですので、ここまでですよというのをしっかり再度周知していただきたいのと、また延びたときは、しっかり、区でも周知していただきたいなと思いますけど、いかがですか。

○大松生活支援課長 ただいまのご指摘を踏まえまして、確かにこれまで5回延長されておまして、また今度もというのはなきにしもあらずでございますので、対象の方に、それぞれに周知をするような工夫をしてみたいです。

○池田委員長 はい。よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○池田委員長 それでは、よろしいですね。（1）新型コロナウイルス感染症関連給付金等の支給状況についての質疑を終了いたします。

次に、（2）千代田区災害時合同医療救護訓練について、執行機関からの説明を求めます。

○山崎地域保健課長 千代田区災害時合同医療救護訓練についてご報告いたします。保健福祉部資料2をご覧ください。

千代田区の地域防災計画では、発災後、概ね72時間は緊急医療救護所を災害拠点病院等の近くに設置し、トリアージ及び軽傷者の治療等を行い、災害拠点病院等の医療機能の確保に努めることとしております。そのため、これまで緊急医療救護所の設置・運営についての実働訓練を、九段坂病院、日大病院などにおいて、三師会など関係機関と共に行ってまいりました。令和4年度については、東京通信病院において、緊急医療救護所の実働訓練を行います。

日時としましては、11月5日土曜日、14時から開始をしまして、16時30分頃を目途に終了と考えております。

訓練概要としましては、首都直下地震が発生したと想定し、東京通信病院に緊急医療救護所を開設し、そこへダミーの傷病者役が搬送され、受付、トリアージを行い、それぞれの患者の重傷度に基づき、緑、黄色、赤の各診療所へ運ばれ、応急処置などの対応を、東京通信病院や医師会、歯科医師会、薬剤師会などが連携して実施をいたします。

また、東京通信病院を含めた緊急医療救護所設置病院6か所に対し、施設の被害状況や患者受入れ状況の確認などについての通信訓練を合同で行ってまいります。

また、訓練参加団体としましては、資料の4のところに書いてあるとおりとなっております。

ます。

区民の方には、発災時にはこの緊急医療救護所が開設されるということで、けがをした場合には、まずは緊急医療救護所に向かっていただきたいということを知ってもらいたいところから、今回は富士見地区の町会に対して、見学の案内をするとともに、ダミー傷病者役として、参加のご協力をお願いしております。そのほかに、今回は陸上自衛隊にも協力をお願いして、自衛隊の救急車両を使って、現場からダミー負傷者を搬送してきたと、そういった想定で訓練へ参加いただくことなども考えております。

この訓練の実施後におきましては、緊急医療救護所のマニュアル等を見直しをして、現状に即した内容に変更するとともに、新たに必要な資機材が判明した場合には、配備してまいります。

委員の皆様におかれましては、お時間があれば、ぜひご見学にお越しいただければと思います。

説明は以上です。

○池田委員長 はい。説明が終わりました。委員からの質疑を受けます。

○西岡委員 これ、今回は、今おっしゃっていたとおりで、区民向けということではないとは思いますが、もちろん日本人が優先とは思いますが、今、ウクライナでも2,000人、日本に出入国在留管理庁から入国してきたということもあって、今、本区でもいらっしゃると思いますが、例えば今後ウクライナにじゃあ戻られたときに、日本のいい、こういう医療システムの様子が見れるわけですから、よければ、数人だと思しますので声をかけていただいて、一緒にこういう様子を見ていただく、参加していただくということのも大事ななというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

というのも、逆に言うと、ウクライナの方たちのためだけでなく、医療現場で、こういう発災時に外国人の方も当然こういう現場にいらっしゃるでしょうし、避難所の方にとっても、こういう日本人以外の方がいらっしゃったときの対応にもいい教訓になると思うんですよね。その辺はいかがでしょうか。

○山崎地域保健課長 今回、東京通信病院というところで、その近くのということで富士見地区の町会長会議に行って、まずは、訓練参加者の募集も一つの意味として、それで声をかけました。で、広くは、広報にも今回載せますので、広くは周知はできるかなと思います。また、ウクライナの方にピンポイントで声をかけるということは今のところ考えてはいないのですが、そこはちょっと、今のところ、ちょっと検討させていただきたいと思います。

○池田委員長 よろしいですか。

ほかはございますか。

○米田委員 非常に大事な訓練だなと思っています。さっき、課長がおっしゃっていて、この訓練が終わった後には、様々この結果を見てマニュアルを変更したり、足りない機材を買おう。これは非常に僕はいいいことだなと、訓練したからこそできることだなと思っています。

このことを、何ていったらいいんですかね、しっかり区民にこういうふうになりましたよとか、やることだけ広報するんじゃなくて、この結果こういうふうになったというのをぜひ報告していただきたいと思うんですけど、いかがですか。

○山崎地域保健課長 そうですね、区民の方に対してというよりかは、このマニュアル自体は、本当に中で実際に医療従事者の方がどういうふうに動くかとか、区の職員がどういうふうに動くかとか、中で使うもののお話だったりもするんで、なので、そのマニュアル自体を皆様にお知らせするというよりかは、やはりこの緊急医療救護所というのが病院の近くに設置をされて、何はともあれ、けがをした、重傷だ、病院に向かっちゃえというところではなく、この存在をちょっと知ってもらう。そこで軽傷の方まで病院のほうに行ってしまうと、本来もっと早く診なきゃいけない方が、混乱して診れなくなってしまうというようなところを、もっとしっかり、まずはアピールしていくのが肝心かなというふうに思っております。

また、マニュアルの見直しについては、実際に病院ごとで状況が違いまして、設置するのも、今回は東京通信病院の敷地内、本当に病院と一緒にやるみたいな形ですけど、ほかのところだと、別の建物、隣の建物だったり、いろいろ状況が違って、一つ一つマニュアルを別に作っていかなくちゃいけないというところで、そういった意味での見直しというところがございます。周知のほうは、委員ご指摘のとおりしっかりして、これは皆さんに知っていてもらわなくちゃいけないことだというふうには感じております。

○米田委員 そういうことであれば、病院内のマニュアルはしっかり見直して、機材もやっていただきたいなと思います。

ただ、委員長、こういうことをやってこういうふうになったというのは、委員長にお願いですけど、当委員会に、どんな形でもいいですから、口頭でもいいんで……

○池田委員長 うん。報告をね。

○米田委員 報告を頂きたいなと思います。これは委員長にお願いしたいです。

○池田委員長 はい。今のは引き取って、この以降になるとは思いますけれども、定例会、委員会のときに報告があれば、写真等もまた含めて、こういう形でこんな状況だった。今、課長言ったように、先日というか、前のところは日大の病院でやったときには、また会場が違っていたりとか移動の手段も違うし、様々だと思いますから、今度この一番近いところということで、通信病院の中でどういう状況だったというのは報告があると、非常に私たちにも参考になりますので、ぜひしていただきたいと思いますが、どうでしょうか。

○山崎地域保健課長 そうですね、今回は、取材に来てくれるかどうかは分かりませんが、プレスリリースもちょっとさせていただいたりもして、映像とかもちょっと録画しようというふうな考えもあって、それをちょっとコンパクトにまとめてできればなとかということも、今考えてはいます。ですので、ちょっと写真も込みの、何か報告みたいなことができればいいかなというふうに思っておりますので、訓練が終わりましたら、ぜひ皆さんのほうにご報告したいと思います。それとともに、お時間がもし許されれば、ご見学のほう、よろしく願います。

○池田委員長 はい、そうですね。よろしくお願いたします。

長谷川委員。

○長谷川委員 いろいろありがとうございます。一つだけ確認したいんですけども、今、これから、これからというか今だんだん増えてはいますが、外国からいらっしゃった方々が、もし何か被災してこういうところを使うとかといった場合、また、千代田区内にお住まいされている外国籍の方々に、日本語がやっぱり難しいという方がいらっしゃった

ときの通訳であったりとか、今、スマホとかでもいろいろ出せるんですけども、そういう状況が例えば何か国語が話せる方がいるというのが分かる表示だったりとか、そういう、いつも対応する方がスマホを持って——スマホを持ってということのかな、そういう対応ができるのかどうかとかということについても、今後研究していただければと思うんですが、いかがでしょうか。

○山崎地域保健課長 災害対策・危機管理課のほうでも使っているんですけど、ポケットという、例えばですけど……

○長谷川委員 ああ、はい。ありますね。

○山崎地域保健課長 例えばですけど、そういう翻訳機能のついた機械があって、そういうものもちょっとうちのほうでも用意をしております。

○長谷川委員 そうですか。

○山崎地域保健課長 また、医師の方は……

○長谷川委員 そうですよね……

○山崎地域保健課長 そんな、いろんな言語まではいかないですけど、英語ですとかそういうところは対応できるというふうには聞いておりますので、その部分についても、今後さらにいろいろ調べていきたいなと思っております。

○長谷川委員 はい、お願いします。ありがとうございます。（発言する者あり）

○池田委員長 岩佐委員。

○岩佐委員 前回、日大さんでやられたときも見に行っただんですけども、あのときとやっぱり決定的に状況が違うのは、感染症がありましたということなんですけど、このトリアージとなると、感染症どころか、もう生きるか死ぬかという状況の方の段階とはいえ、医療機関としては、感染症、蔓延防止というところをどの程度、今回、前回と違うということであるかというのは、これは少し保健所のほうでもお話し合いとか、していらっしゃるんでしょうか。

○山崎地域保健課長 そうですね、前回の病院、日大病院でやったときにはまだコロナの前で、（発言する者あり）令和元年度のときだったんですけど、その後、昨年度、ここの下の1階のところで、区民ホールのところでもやったときには、やっぱりコロナ禍ということも考えて、その中で発災したとき、どういうふうにトリアージのほうを進めていったほうがいいのか。受付のところでも非接触の体温計を使ってやってみて、その後、抗原検査キットで、発熱があった場合にはやろうと。そういったことも昨年試しました。で、対応する方は皆さん防護服を着て、マスク、N95を着けてとかということもやっていました。で、だんだん、今回のこのコロナについていろいろ知見が集まって、教訓も踏まえて、あとは抗原検査キットをやる必要があるかどうかとかということも、医師の先生方と一緒に議論した中で、今の状況に合わせた形で今回やります。

だから、通信病院の、ふだん診ていらっしゃる、感染された方のほうも診ていらっしゃる方の意見とかもいろいろ聞いて、それで今回は進めていくと。ですので、もしかして、昨年よりはもうちょっと、それに対して、あまり神経質になっていないようには見えるかもしれませんが、それも教訓も踏まえての今の現状で十分な感染対策を取りながらやっていくというふうにはなっています。

○池田委員長 よろしいですか。

○岩佐委員 結構です。

○池田委員長 はい。

ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○池田委員長 はい。それでは、（２）千代田区災害時合同医療救護訓練についての質疑を終了いたします。

次に、日程の２、その他に入ります。

委員の方から何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○池田委員長 はい。執行機関から何かございますか。

○小原高齢介護課長 それでは、いきいきプラザ一番町の指定管理者変更に係る利用者及び地域向けの説明会について、口頭にてご報告させていただきます。参考として、説明会のチラシを添付しておりますので、ご覧ください。

12月4日に指定管理者変更に伴う説明会を開催いたします。日時、会場等は、チラシに記載のとおりとなっております。

なお、説明会につきましては、広報千代田11月5日号及び区のホームページに掲載するほか、麴町出張所地区の町会長会議及び婦人会議でもご案内する予定です。また、本日の委員会終了後、本委員会以外の議員の皆様にも、チラシをポスト対応させていただく予定です。

ご報告は以上です。

○池田委員長 はい。この件についていかがでしょうか。よろしいでしょうか。

副委員長。

○飯島副委員長 今のご説明の中に、一番町に入居をされている方のご家族というのが入っていませんでしたが、そこには周知はされるのでしょうか。

○小原高齢介護課長 すみません、ご説明が。第二部のところで、高齢者施設関係ということで、ご案内も含めて、今、入所されている方あるいは通所されている方も含めて、本委員会以降に個別にチラシをご案内させていただいて、場合によっては、この説明会以外でも個別に対応させていただくということと考えてございます。

○飯島副委員長 この説明会のときに説明をされるのは、新しい指定管理者の方もきちっと対応されるということでしょうか。

○小原高齢介護課長 説明会の次第ですけれども、まず、区のほうから、今回変更になるということで、それを説明させていただきます。その後新旧の法人の紹介、その後、これから替わることによって、新法人からの対応ということになりますけれども、質疑等を含めてご説明させていただくということでございます。

○飯島副委員長 主に入居されている方なんですけれども、やはり不安をお持ちの方というのは、職員の方が替わっちゃうのかなということと、それから従来から言われていた大規模改修、そのことで、どこか移転することになるのかなみたいな、そんなことが、今抱えていらっしゃる不安なんです。そこら辺のところは答えができる状況なのでしょうか。

○小原高齢介護課長 1点目の職員ですけれども、今年の8月に今の栄和会の職員向けの

説明会ということで、私のほうも同席させていただきましたが、開催してございます。それを受けまして、今度の新法人に就職を希望される方含めて、今、ちょうど面接等を実施しているということで、その12月4日の時点でどこまでというのはあるんですけども、少なくとも全て変わるということはありませんので、そこら辺も、お答えできる範囲でのご回答になるのかなと。

あと、2点目の改修ですけれども、まだ委員会にもご報告していない部分もありますけれども、昨年来、改修計画ということで検討をするということでご報告していますが、また詳細が、結果等も含めて基本方針が決まりましたら、委員会のほうにも報告させていただいた上で、説明会のほうには分かり次第、不安のないような形で、区としても対応するというので、ご説明はさせていただこうかなと思ってございます。

○飯島副委員長 はい。いいです。

○池田委員長 はい。この件はよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○池田委員長 はい。

ほかにごございますか。

○菊池在宅支援課長 それでは、かがやきプラザ遊歩道の門扉の開門について、口頭にてご報告させていただきます。

7月12日の当委員会でご報告させていただきましたかがやきプラザの遊歩道側の門扉の運用についてでございますけれども、9月14日開催のかがやきプラザ運営調整会議の協議を経まして、10月1日より、8時30分から17時までの間、開門することとさせていただきますので、ご報告いたします。

なお、遊歩道側から入館する際には、手指消毒と検温をお願いしております。このかがやきプラザ遊歩道の運用につきましては、今後の感染症の拡大状況を踏まえまして、機動的、弾力的な運用を図ってまいります。

ご報告は以上でございます。

○池田委員長 はい。この件はよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○池田委員長 はい。

ほかにごございますか。

○山岸新型コロナウイルス予防接種担当課長 私のほうから、新型コロナウイルスワクチン接種に関しまして、3点、情報提供がございます。

まず1点目ですけれども、10月7日の厚生科学審議会において、生後6か月から4歳の乳幼児を新型コロナウイルスワクチンの接種対象とすることが決まりました。接種券の発送は10月末、接種の開始は11月上旬を予定しております。詳細は、決まり次第、ホームページ等でご案内いたします。

接種場所については、集団接種会場のいずれか1か所で、あと、個別のクリニック等の数か所でも接種が行えるように体制を整える予定です。

2点目です。ワクチンなんですけれども、現在使用しているオミクロン株対応ワクチンは、BA.1というタイプのものですが、10月18日よりさらに新しいタイプのオミクロン株対応ワクチンBA.4-5を使用します。これは、現在、感染の主流と言われている

コロナウイルスの型に対応したワクチンとなっているものでございます。

3点目が5回目接種についてです。10月20日、来週の木曜日ですけれども、厚生科学審議会が開催される予定でございまして、ここで、現状、今5か月となっている接種間隔を短縮するというような議論が俎上に上がる可能性があります。それを受けまして、速やかに千代田区としても、ホームページ等の広報、あとは接種券の発送に入りたいと思いますので、その旨、事前によくご承知おきのほど、よろしくお願いいたします。

私からは以上です。

○池田委員長 はい。報告がございました。この件はよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○池田委員長 はい。今、三つですね。

ほかにごございますか。

○原田千代田保健所長 すみません、大規模接種会場における高齢者インフルエンザ予防接種についてご報告いたします。東京都が運営いたします大規模接種会場である行幸地下ワクチン接種センターにおいて、高齢者インフルエンザ予防接種の接種を開始することとなりましたので、ご報告いたします。

対象となりますのは、高齢者インフルエンザ予防接種の対象となる東京23区内に居住する区民で、新型コロナワクチンを接種する方でございます。恐らく同時接種を希望される方になると思います。

実施期間が、明日10月14日から令和5年1月31日までとなりました。毎週木曜、金曜に、1日当たり上限25人程度で実施する予定でございます。

ご報告は以上でございます。

○池田委員長 はい。報告がありました。この件はいかがでしょう。

○米田委員 同時接種できるということで、よくなるかなと思っています。

で、一つ、ちょっとインフルエンザのことで聞きたいんですけど、65歳以上は、国の決まりで、定期接種というか、打てると。で、千代田区は、ありがたいことに、60から、その未満の方も接種できると。ただ、65歳の方は、65歳になられる方、いわゆる32年10月2日から昭和33年1月1日までの方。この方は、誕生日のときに接種券が届くようになっていると、国の定期接種の。定期接種といたらいいのかな、国のほうで。しかし、インフルエンザの接種時期というのは、10月から3月でしたっけ、その時期になっていると。この中の方で、誕生日まで、例えば12月29日生まれの方とか、こういった方はそこまで待たないといけない。で、希望する方、いわゆる、今、国でも言っているんで、同時流行するかも分からないということなんで、こういう方々に対して、早く打ちたいという方、こういう方は対応できるんでしょうか。

○原田千代田保健所長 すみません。この方たちは、規定どおりではこのように送らせていただいておりますけれども、60から64が任意の対象になっておりますので、任意で差し支えないということであれば、もちろん接種していただくこととなります。ただ、定期のほうは補償等がしっかりしておりますので、一応保健所としては、そちらを、定期をお勧めしておりますが、可能でございます。

○米田委員 なるほど。国の接種だと、もし副反応か何かあった場合の手厚い保護があると。任意だと、ちょっとそういう部分があるよということ。

で、もう一回、最後、確認なんですけど、これは申請というか、そういう問合せがあった場合は、ちゃんとそっちで対応してくれるということでよろしいですか。

○原田千代田保健所長 はい。ご連絡いただきますと送付させていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○池田委員長 岩佐委員。

○岩佐委員 今の米田委員も言っていましたけども、うちの60歳から64歳とか、あと障害のある方もうちは対象にしていたと思うんですけども、それは国にとっては任意になってしまいますので、国のこの行幸通りのほうでは、接種することはかなわないということですよ。

ちょっとそうすると、ちょっと混乱が起きるとは思うですよ。やっぱり対象者には接種券が届いているはずですので、その接種券を使えば、行幸通りでも、実際のコロナのワクチンのときには、接種券が区から来たから近くである行幸通りに行ったよという方もたくさんいて、ちょっとその混乱が予想されるんですけども、ご案内というのは、基本的に区からは、この件に関しては周知とかということ逆にしなないということよろしいでしょうか。

○原田千代田保健所長 まだ私どももこの案内を昨日聞いたばかりでございますので、全く世の中には出ていない状況でございます。ただ、当然、明日から東京都がこれを周知する予定でございますので、区といたしましても、高齢者インフルエンザということで、何らかの周知を図っていきたいと考えております。

○岩佐委員 そうすると、区が接種券を出している方たちの中では、この行幸通りで受けられる人と受けられない人がいらっしゃるわけで、そこに対してちょっと注意深く周知をして、周知というかご案内、あるいは問合せがあったときのご対応をぜひお願いしたいと思います。ちょっと無駄足になっちゃうと、また、ね、わざわざインフルエンザにかかりにくいようなものなので。

○池田委員長 そうですよ、はい。（発言する者あり）

○岩佐委員 はい。なので、はい。皆さん、割と近いと行っちゃうんですよ。神田の人とか、もう大手町は近いとか言って、（発言する者あり）クリニックより近いなんて言って行幸通りへ行っちゃう可能性がありますので、まあ25人という、割と、都全体で25人だと大した人数ではないかもしれませんが、ぜひ、そこは混乱のないようお願いいたします。

○原田千代田保健所長 広報、高齢者インフルエンザ対象のみであることを強調して、何とか周知してまいりたいと存じます。

○池田委員長 はい。

ほかによろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○池田委員長 はい。ほかにもございますか、報告は。よろしいですか。（発言する者あり）はい。

それでは、私のほうから1点ございます。

企画総務委員長から、第4次基本構想について議論するため、会議規則に基づく三常任連合審査会開催についての要請がありました。これを了承したいと思いますが、よろしい

でしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○池田委員長 はい。開催が10月17日月曜日に予定をされております。改めて開催通知があると思いますが、皆さん、予定に入れておいてください。よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○池田委員長 はい。ありがとうございます。

ほかにございますか。大丈夫ですね。はい。

最後に、日程3、閉会中の特定事件継続調査事項についてです。閉会中といえども当委員会が開催できるよう議長に申し入れたいと思います。よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○池田委員長 はい。そのようにさせていただきます。

それでは、本日は、この程度をもちまして委員会を閉会といたします。ありがとうございました。

午前11時30分閉会